(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特**開2017-9802**4 (P2017-98024A)

(43) 公開日 平成29年6月1日(2017.6.1)

(51) Int.Cl.			FΙ			テーマコード (参考)
HO1R	13/64	(2006.01)	HO1R	13/64		5 E O 2 1
HO1R	13/633	(2006.01)	HO1R	13/633		5E087
HO1R	13/639	(2006.01)	HO1R	13/639	Z	
H01R	13/52	(2006.01)	HO1R	13/52	3 O 1 A	

審査請求 未請求 請求項の数 2 OL (全 13 頁)

(21) 出願番号 特願2015-227632 (P2015-227632) (22) 出願日 平成27年11月20日 (2015.11.20) (71) 出願人 000183406

住友電装株式会社

三重県四日市市西末広町1番14号

(74)代理人 110001036

特許業務法人暁合同特許事務所

(72)発明者 工藤 康弘

三重県四日市市西末広町1番14号 住友

電装株式会社内

|Fターム(参考) 5E021 FA03 FA09 FA14 FA16 FB07

FB20 FB21 FC31 FC36 HC09 HC35 KA09 KA15 LA10 LA15

5E087 EE07 FF07 LL04 LL12 MM05

QQ03 QQ04 RR12

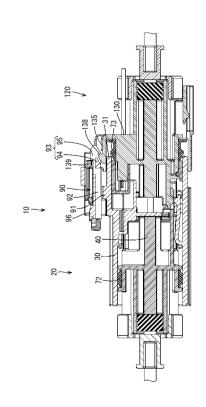
(54) 【発明の名称】 コネクタ

(57)【要約】

【課題】不正な操作を防止した上で、コネクタの離脱時の操作を2アクションにする。

【解決手段】第1コネクタ(雄コネクタ20)は、ロックアーム90を有し、ロックアーム90は、支点部91と、支点部91を中心として両端部がシーソー状に傾動可能なアーム部92と、アーム部92に設けられたロック部93とを備えて構成され、第2コネクタ(雌コネクタ120)は、嵌合状態におけるアーム部92の内側に配された内側突起138と、嵌合状態におけるアーム部92の外側に配された外側突起139とを有し、ロック部93は、インターロック回路がオン状態にあるときに内側突起138が係止することで両コネクタを嵌合状態に保持する内ロック部94と、インターロック回路がオン状態からオフ状態に切り替わった後に外側突起139が係止することで離脱動作を停止させる外ロック部95とを有する構成とした。

【選択図】図10



【特許請求の範囲】

【請求項1】

互いに嵌合可能な第1コネクタと第2コネクタとから構成され、前記両コネクタの離脱動作に伴ってインターロック回路がオン状態からオフ状態に切り替わるコネクタであって

前記第1コネクタは、ロックアームを有し、前記ロックアームは、支点部と、前記支点部を中心として両端部がシーソー状に傾動可能なアーム部と、前記アーム部に設けられたロック部とを備えて構成され、

前記第2コネクタは、嵌合状態における前記アーム部の内側に配された内側突起と、嵌合状態における前記アーム部の外側に配された外側突起とを有し、

前記ロック部は、前記インターロック回路がオン状態にあるときに前記内側突起が係止することで前記両コネクタを嵌合状態に保持する内ロック部と、前記インターロック回路がオン状態からオフ状態に切り替わった後に前記外側突起が係止することで前記離脱動作を停止させる外ロック部とを有するコネクタ。

【請求項2】

前記アーム部の両端部のうち一方に外ロック部が配され、他方に解除操作部が配されており、前記解除操作部を押圧することで前記内ロック部と前記内側突起との係止状態が解除される請求項1に記載のコネクタ。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本明細書によって開示される技術は、コネクタに関する。

【背景技術】

[00002]

従来、コネクタの離脱時の操作を2アクションにしたコネクタとして、例えば特開2015-95403号公報(下記特許文献1)に記載のものが知られている。このコネクタは、電源回路を構成する一対の雌端子と、インターロック回路を構成する一対のインターロック端子と、これらの端子が内部に収容されたハウジングとを備え、ハウジングには、シーソー状に傾動可能なロックアームが設けられている。ロックアームの前端部にはロック爪が設けられ、ロックアームの後端部には押圧部が設けられている。また、ハウジングの外面には、嵌合保証部が装着されており、嵌合保証部は、ロックアームが弾性変位することを阻止する嵌合保証位置と、ロックアームが弾性変位することを許容する退避位置との間をスライド可能とされている。

[00003]

コネクタの離脱時には、嵌合保証部を嵌合保証位置から退避位置へ変位させ、ロックアームの押圧部を押し下げてロック爪の係止状態を解除する。次に、ハウジングを少し離脱させると、インターロック回路がオフ状態となり、電源回路が通電状態から非通電状態に切り替わる。その後、嵌合保証部の係止部がハウジングのロック部と当接することで離脱が停止する。嵌合保証部の解除操作部を下方に押圧することで係止部の係止状態が解除され、再びハウジングの離脱が可能になり、電源回路が非通電状態に切り替わる。このようにすれば、インターロック回路がオフ状態となった後、電源回路が非通電状態となるまでの遅延時間を確保することができる。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0004]

【特許文献1】特開2015-95403号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0005]

しかしながら、上記のコネクタでは、ロックアームの押圧部と嵌合保証部の解除操作部

10

20

30

40

10

20

30

40

50

とを同時に押圧することができるため、不正な操作ではあるが、ロック爪の係止状態と係 止部の係止状態とを同時に解除できることになり、ハウジングの離脱操作を 1 アクション で行った場合に、上記遅延時間を確保できなくなる。

【課題を解決するための手段】

[0006]

本明細書によって開示されるコネクタは、互いに嵌合可能な第1コネクタと第2コネクタとから構成され、前記両コネクタの離脱動作に伴ってインターロック回路がオン状態からオフ状態に切り替わるコネクタであって、前記第1コネクタは、ロックアームを有し、前記ロックアームは、支点部と、前記支点部を中心として両端部がシーソー状に傾動可能なアーム部と、前記アーム部に設けられたロック部とを備えて構成され、前記第2コネクタは、嵌合状態における前記アーム部の内側に配された内側突起と、嵌合状態における前記アーム部の外側に配された外側突起とを有し、前記ロック部は、前記インターロック回路がオン状態にあるときに前記内側突起が係止することで前記両コネクタを嵌合状態に保持する内ロック部と、前記インターロック回路がオン状態からオフ状態に切り替わった後に前記外側突起が係止することで前記離脱動作を停止させる外ロック部とを有する構成とした。

[0007]

このような構成によると、両コネクタを離脱させるには、まず、内ロック部と内側突起の係止状態を解除すべく、ロック部を外側に移動させることになる。ここで、ロック部の移動に伴って外ロック部も外側に移動することになる。これにより、外ロック部は外側突起に近づき、そのまま離脱を続けると、いずれ外ロック部と外側突起が係止することになる。したがって、内ロック部と内側突起の係止状態を解除したまま両コネクタの離脱動作を行うという不正な操作をしようとしても、外ロック部と外側突起が必ず係止することになるため、離脱動作が途中で停止され、不正な操作が防止される。この後、コネクタの離脱操作を再開することになるから、コネクタの離脱時の操作を2アクションにすることができる。

[0008]

本明細書によって開示されるコネクタは、以下の構成としてもよい。

前記アーム部の両端部のうち一方に外ロック部が配され、他方に解除操作部が配されており、前記解除操作部を押圧することで前記内ロック部と前記内側突起との係止状態が解除される構成とした。

このような構成によると、内ロック部と内側突起の係止状態を解除するには解除操作部を内側に押圧し、外ロック部と外側突起の係止状態を解除するには外ロック部を内側に押圧することになる。ここで、解除操作部と外ロック部を同時に押圧することはできないため、解除操作部を押圧した後、外ロック部を押圧するまでの間、持ち替え作業が発生する。したがって、コネクタの離脱時の操作を2アクションにした上で、持ち替え作業による遅延時間を確保することができる。

【発明の効果】

[0009]

本明細書によって開示されるコネクタによれば、不正な操作を防止した上で、コネクタの離脱時の操作を 2 アクションにすることができる。

【図面の簡単な説明】

[0010]

- 【図1】本実施形態の雄コネクタと雌コネクタを嵌合させる前の状態を示した斜視図
- 【図2】電線に接続された雄端子の斜視図
- 【図3】かしめリングの斜視図
- 【図4】インナーハウジングの斜視図
- 【図5】アウターハウジングの斜視図
- 【図6】シールドシェルの斜視図
- 【図7】一対のインターロック端子をショートピンで接続する前の状態を示した斜視図

10

20

30

40

50

- 【図8】内ロック部のロック状態を示す断面図(その1)
- 【図9】内ロック部のロック状態を示す断面図(その2)
- 【図10】内ロック部のロック状態を示す断面図(その3)
- 【図11】内ロック部のロック状態を示す断面図(その4)
- 【図12】内ロック部のロック状態を示す断面図(その5)
- 【図13】内ロック部のロック状態を示す断面図(その6)
- 【図14】外ロック部のロック状態を示す断面図(その1)
- 【図15】外ロック部のロック状態を示す断面図(その2)
- 【図16】外ロック部のロック状態を示す断面図(その3)
- 【図17】外ロック部のロック状態を示す断面図(その4)
- 【図18】外ロック部のロック状態を示す断面図(その5)
- 【図19】外ロック部のロック状態を示す断面図(その6)
- 【図20】雄端子と雌端子が接続した状態を示した断面図
- 【発明を実施するための形態】

[0011]

〈実施形態〉

実施形態を図1から図20の図面を参照しながら説明する。本実施形態のコネクタ10は、図1に示すように、雄コネクタ20と、雌コネクタ120とを備えて構成されている。コネクタ10は、電源に接続されたワイヤハーネスを機器に接続するためのコネクタであり、雄コネクタ20がワイヤハーネスに接続され、雌コネクタ120が機器に接続されている。したがって、コネクタ10は、強電回路の一部を構成するとともに、強電回路をオン状態からオフ状態に切り替えるインターロック回路の一部を構成している。

[0012]

雌コネクタ120は、合成樹脂製の雌ハウジング130を有し、雌ハウジング130の内部には、強電回路を構成する一対の雌端子140と、インターロック回路を構成する一対のインターロック端子150とが収容されている。一方、雄コネクタ20は、合成樹脂製のアウターハウジング30と、合成樹脂製のインナーハウジング40とを有し、インナーハウジング40には、強電回路を構成する一対の雄端子50が保持されている。また、アウターハウジング30には、インターロック回路を構成するショートピン60が保持されている。図7に示すように、一対のインターロック端子150は、ショートピン60を介して導通可能に接続される。

[0013]

雌ハウジング130は、図20に示す各雌端子140を個別に収容する一対の雌端子収容部131と、図14に示す各インターロック端子150を一括して収容するインターロック端子収容部132とを有している。図1に示すように、インターロック端子収容部132は、一対の雌端子収容部131の上方に配されている。また、各雌端子収容部131の外周には、一対の端子保護壁133が設けられ、各端子保護壁133の外周には、これらを一括して覆う内筒部134が装着されている。さらに、内筒部134の外周には、内筒部134を覆う外筒部135が設けられている。インターロック端子収容部132は、内筒部134の前縁から前方に突出する形態をなしている。

[0 0 1 4]

アウターハウジング30は、インナーハウジング40に対して前後方向に移動可能に装着されている。図8におけるインナーハウジング40に対するアウターハウジング30の位置を前方位置とし、図10から図13におけるインナーハウジング40に対するアウターハウジング30の位置を後方位置とする。つまり、アウターハウジング30は、インナーハウジング40に対して前方位置と後方位置との間を往復移動可能とされている。また、アウターハウジング30のうち雌ハウジング130と嵌合する部分は、外フード部31とされている。

[0015]

アウターハウジング30の内部には、図6に示す一対のシールドシェル90が収容され

ている。シールドシェル90は、上下一対の接続片91を有している。接続片91の両側には、一対の折り返し片92が設けられている。各折り返し片92は弾性変位可能とされている。

[0016]

図20に示すように、インナーハウジング40の外周面には、第2ゴムリング72が嵌着されている。インナーハウジング40をアウターハウジング30の内部に組み付けると、第2ゴムリング72がインナーハウジング40の外周面とアウターハウジング30の内周面との間に挟持され、インナーハウジング40とアウターハウジング30との間がシールされる。また、雄端子収容部41の前面には、内フード部43が前方に突出して設けられている。

[0017]

インナーハウジング 4 0 は、各雄端子 5 0 を収容する雄端子収容部 4 1 と、雄端子 5 0 に連なる電線 5 1 およびゴム栓 5 2 を収容するゴム栓収容部 4 2 とを有している。ゴム栓 5 2 は、ゴム栓収容部 4 2 の内周面と電線 5 1 の外周面との間に挟持され、ゴム栓収容部 4 2 から雄端子収容部 4 1 に水が浸入することが抑制される。

[0018]

雄端子50は、図2に示すように、電線51の内皮を皮剥ぎすることで露出した芯線に接続されている。電線51の内皮と外皮の間には、シールド線が配されており、シールド線は、外皮を皮剥ぎすることで外部に露出している。一方、外皮の端部には図示しない下敷きリングが装着されている。シールド線を下敷きリング上に折り返すことで折り返し部53が設けられている。折り返し部53には、図3に示すかしめリング80が圧着されるようになっている。かしめリング80は、小径部81と大径部82からなり、小径部81が折り返し部53に接続されている。

[0019]

雌端子140は、図20に示すように、雄端子50と同様の折り返し部143を有している。この折り返し部143には、雄端子50と同じかしめリング80が圧着されている。雄端子50のかしめリング80と雌端子140のかしめリング80とは、シールドシェル90によって導通可能に接続される。詳細には、接続片91の一方の折り返し片92が雄端子50のかしめリング80の大径部82に弾性的に接触し、接続片91の他方の折り返し片92が雌端子140のかしめリング80の大径部82に弾性的に接触する。したがって、雄コネクタ20の電線51のシールド線は、一対のかしめリング80とシールドシェル90とを介して雌コネクタ120の電線141のシールド線に導通可能に接続される

[0020]

雄コネクタ20と雌コネクタ120を嵌合させる際には、インナーハウジング40の内フード部43を雌端子収容部131と内筒部134の間に挿入する。雌端子収容部131の外周面には、第1ゴムリング71が嵌着されている。雌端子収容部131を内フード部43の内部に嵌合させると、第1ゴムリング71が雌端子収容部131の外周面と内フード部43の内周面との間に挟持され、雌端子収容部131と内フード部43との間がシールされる。

[0021]

雌端子収容部131の内部には、ランス136が設けられており、雌端子140に係止することで雌端子140が後方に抜けることを防止している。また、雌端子収容部131の前端部には、フロントホルダ137が嵌着されている。フロントホルダ137は、雌端子140の前止まりを行うとともに、第1ゴムリング71が前方へ抜けることを防止する役割を果たしている。

[0022]

雌端子140は、電線141の端部に接続されており、電線141には、ゴム栓142 が嵌着されている。雌端子収容部131は、電線141およびゴム栓142を収容するゴム栓収容部138を有している。ゴム栓142は、ゴム栓収容部138の内周面と電線1 10

20

30

40

10

20

30

40

50

41の外周面との間に挟持され、ゴム栓収容部138から雌端子収容部131の内部に水が浸入することが抑制される。

[0023]

雌ハウジング130の外筒部135は、図20に示すように、二重筒構造とされており、外筒部135の内部には、第3ゴムリング73が収容されている。第3ゴムリング73は、内筒部134によって前方へ抜けることが防止されている。雄コネクタ20と雌コネクタ120を嵌合させる際には、アウターハウジング30の外フード部31を外筒部135の内部に挿入することになる。アウターハウジング30の外フード部31と外筒部135の間に第3ゴムリング73が挟持され、外筒部135と外フード部31との間がシールされる。

[0024]

図14に示すように、外フード部31の外面には、ロックアーム90が設けられている。ロックアーム90は、支点部91と、支点部91を中心として両端部がシーソー状に傾動可能なアーム部92と、アーム部92に設けられたロック部93とを備えて構成されている。さらに、ロック部93は、内ロック部94と外ロック部95とからなる。外ロック部95は、アーム部92の後端部に位置しており、内ロック部94は、図8に示すように、外ロック部95よりも支点部91寄りに位置している。

[0025]

一方、雄コネクタ20と雌コネクタ120が嵌合した状態における雌コネクタ120の外筒部135には、アーム部92の内側に配された内側突起138と、アーム部92の外側に配された外側突起139とが設けられている。内側突起138は、図8に示すように、ロックアーム90の内ロック部94に前方から係止している。これにより、インターロック回路がオン状態にあるときに雄コネクタ20と雌コネクタ120が嵌合状態に保持される。また、外側突起139は、図16に示すように、嵌合状態からアウターハウジング30のみを離脱させてインターロック回路がオン状態からオフ状態に切り替わった後に、ロックアーム90の外ロック部95に前方から係止するようになっている。これにより、アウターハウジング30の離脱操作は一時的に停止し、再び離脱操作を開始するまでの間、遅延時間が発生する。この遅延時間により、リレーによって強電回路が通電状態から非通電状態に切り替わるのに必要な時間が確保される。

[0026]

図8に示すように、アーム部92の前端部には、内ロック部94と内側突起138の係止状態を解除させる解除操作部96が設けられている。解除操作部96を下方に押圧すると、図9に示すように、支点部91を揺動中心として内ロック部94が上方に揺動し、内ロック部94によるロックが解除される。このため、アウターハウジング30が前方位置から後方位置へ移動し、図10および図16に示すように、後方位置に至ると外ロック部95と外側突起139が係止することでアウターハウジング30の移動が停止される。

[0 0 2 7]

一方、外口ック部95は、アーム部92の後端部に位置しており、外口ック部95と外側突起139の係止状態を解除させる解除操作部を兼ねている。また、図10に示すように、アウターハウジング30が後方位置に至って移動を停止したときには、内口ック部94と内側突起138の間に所定のクリアランスが確保されているため、外口ック部95の下方への押圧が許容される。したがって、外口ック部95を下方に押圧すると、支点部91を揺動中心として外口ック部95が下方に揺動し、外口ック部95によるロックが解除される。このため、アウターハウジング30の離脱操作が再開されることになるものの、アウターハウジング30とインナーハウジング40は一体となって離脱することになる。【0028】

図11および図17に示すように、外ロック部95が外側突起139の下方に進入し、図12および図18に示すように、外ロック部95が外側突起139の下面を摺動しながら離脱が進行する。そして、外ロック部95が外側突起139を通り越すと、図13および図19に示すように、アーム部92が支点部91を揺動中心として水平姿勢に復動する

[0029]

次に、本実施形態のコネクタ10の離脱操作について説明する。雄コネクタ20と雌コネクタ120が嵌合した状態では、図14および図20に示すように、各雄端子50が各雌端子140に嵌合接続しており、強電回路がオン状態とされている。また、ショートピン60が各インターロック端子150に嵌合接続しており、インターロック回路がオン状態とされている。この状態から雄コネクタ20と雌コネクタ120を離脱させると、図15に示すように、アウターハウジング30のみが前方位置から後方位置へ向けて少し移動し、インナーハウジング40については移動しないものとされている。

[0030]

アウターハウジング30を移動させていくと、図16に示すように、ショートピン60が各インターロック端子150から離脱し、インターロック回路が閉じた閉状態からインターロック回路が開いた開状態へと切り替わる。インターロック回路が開くことで強電回路がオン状態からオフ状態に切り替わる。このとき、各雄端子50は各雌端子140に嵌合接続したままとなっており、強電回路がオン状態のまま開いてしまうことが防止されている。ここで、離脱操作は一旦停止され、リレーによって強電回路がオン状態からオフ状態に切り替わるまでの遅延時間が確保される。

[0031]

強電回路がオフ状態となった後、アウターハウジング30の移動を再開させると、アウターハウジング30とインナーハウジング40が一体となって移動し、各雄端子50が各雌端子140から離脱方向に移動し始める。引き続き、アウターハウジング30の移動を続けると、各雄端子50が各雌端子140から離脱する。これにより、アウターハウジング30は、強電回路が閉じた通電位置から、強電回路が開いた非通電位置へと移動する。アウターハウジング30が非通電位置に至ると、強電回路が完全に開いた状態となる。

[0032]

次に、本実施形態のコネクタ10の嵌合操作について説明する。雄コネクタ20と雌コネクタ120の嵌合操作は、アウターハウジング30のみを手に持って行うものの、アウターハウジング30に連動してインナーハウジング40も移動する。インナーハウジング40の内フード部43をフロントホルダ137の外周側に挿入し、雄端子50の前端部を雌端子140の内部に挿入していく。インナーハウジング40の内フード部43と雌端子収容部131の嵌合が完了すると、雄端子50と雌端子140の嵌合が完了する。これにより、強電回路が閉じられる。

[0033]

引き続き、アウターハウジング30を嵌合方向に押し込むと、インナーハウジング40が静止したまま、アウターハウジング30のみが移動し始める。アウターハウジング30の外フード部31を雌ハウジング130の外筒部135に挿入し、ショートピン60の前端部をインターロック端子150の内部に挿入していく。アウターハウジング30の外フード部31と外筒部135の嵌合が完了すると、ショートピン60とインターロック端子150の嵌合が完了する。これにより、インターロック回路が閉じられて強電回路がオフ状態からオン状態に切り替わる。

[0 0 3 4]

以上のように本実施形態では、両コネクタ20、120を離脱させるには、まず、内口ック部94と内側突起138の係止状態を解除すべく、ロック部93を外側に移動させることになる。ここで、ロック部93の移動に伴って外ロック部95も外側に移動することになる。これにより、外ロック部95は外側突起139に近づき、そのまま離脱を続けると、いずれ外ロック部95と外側突起139が係止することになる。したがって、内ロック部94と内側突起138の係止状態を解除したまま両コネクタの離脱動作を行うという不正な操作をしようとしても、外ロック部95と外側突起139が必ず係止することになるため、離脱動作が途中で停止され、不正な操作が防止される。この後、コネクタ10の離脱操作を再開することになるから、コネクタ10の離脱時の操作を2アクションにする

10

20

30

40

ことができる。

[0035]

アーム部 9 2 の両端部のうち一方に外ロック部 9 5 が配され、他方に解除操作部 9 6 が配されており、解除操作部 9 6 を押圧することで内ロック部 9 4 と内側突起 1 3 8 との係止状態が解除される構成とした。

このような構成によると、内ロック部94と内側突起138の係止状態を解除するには解除操作部96を内側に押圧し、外ロック部95と外側突起139の係止状態を解除するには外ロック部95を内側に押圧することになる。ここで、解除操作部96と外ロック部95を同時に押圧することはできないため、解除操作部96を押圧した後、外ロック部95を押圧するまでの間、持ち替え作業が発生する。したがって、コネクタ10の離脱時の操作を2アクションにした上で、持ち替え作業による遅延時間を確保することができる。

[0036]

<他の実施形態>

本明細書によって開示される技術は上記記述及び図面によって説明した実施形態に限定されるものではなく、例えば次のような種々の態様も含まれる。

(1)上記実施形態では解除操作部96を押圧することによって内ロック部94と内側 突起138の係止状態が解除されるようにしているものの、治具などを用いてロック部93を持ち上げることによって内ロック部94と内側突起138の係止状態を解除してもよい。

[0037]

(2)上記実施形態では雄コネクタ20にアウターハウジング30とインナーハウジング40とが相対移動可能に設けられているものの、アウターハウジング30とインナーハウジング40が一体となった雄ハウジングとしてもよい。

【符号の説明】

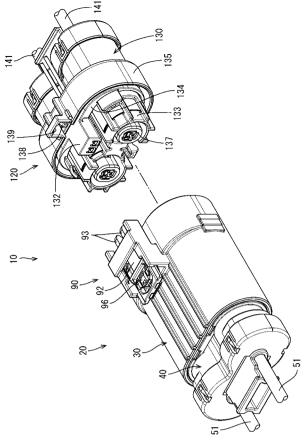
- [0038]
 - 10…コネクタ
 - 20…雄コネクタ(第1コネクタ)
 - 9 0 ... ロックアーム
 - 9 1 ... 支点部
 - 9 2 ... アーム部
 - 93...ロック部
 - 9 4 ... 内ロック部
 - 9 5 ... 外ロック部
 - 9 6 ... 解除操作部
 - 120…雌コネクタ(第2コネクタ)
 - 1 3 8 ... 内側突起
 - 1 3 9 ... 外側突起

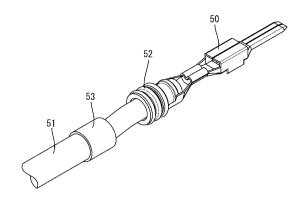
20

10

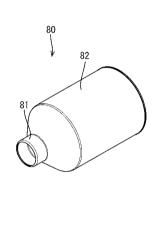
【図2】



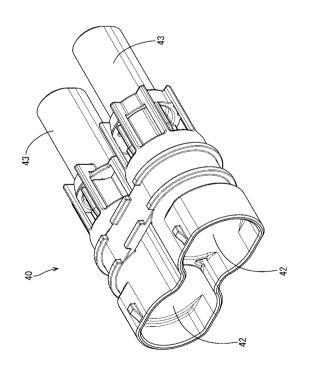


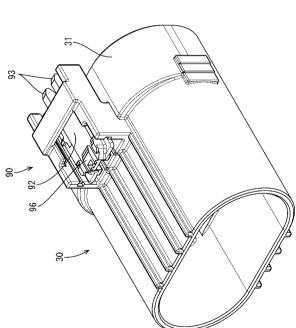


【図3】

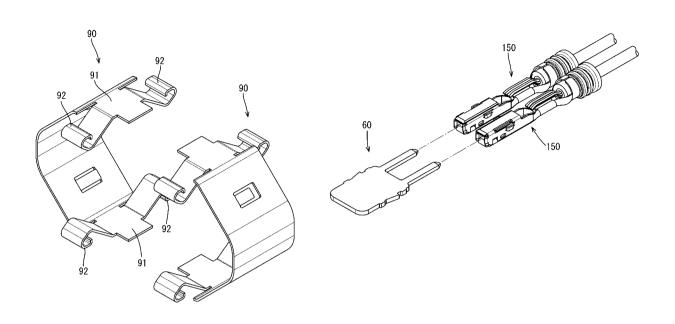


【図5】 【図4】

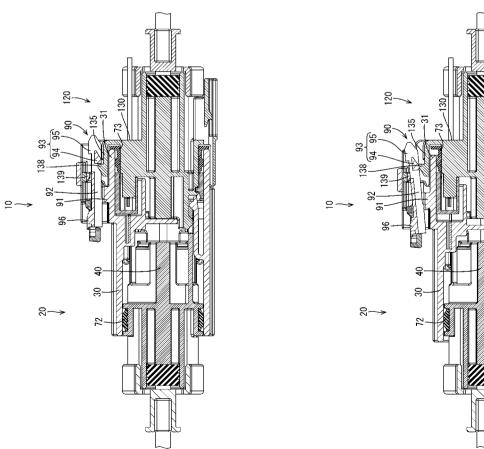




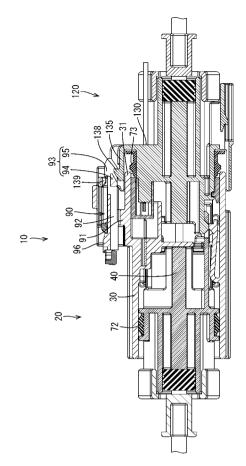
【図6】 【図7】



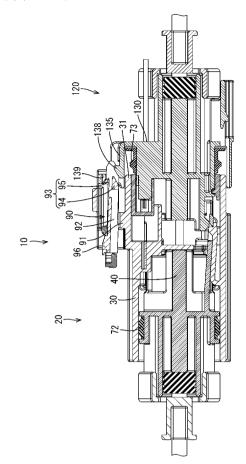
【図8】 【図9】



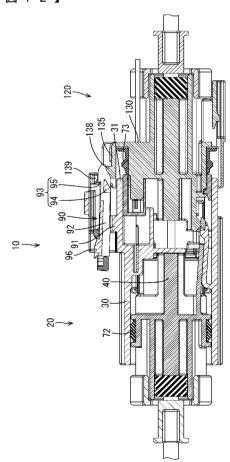
【図10】

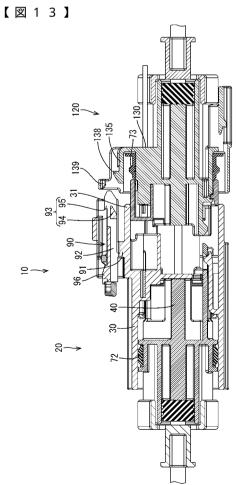


【図11】

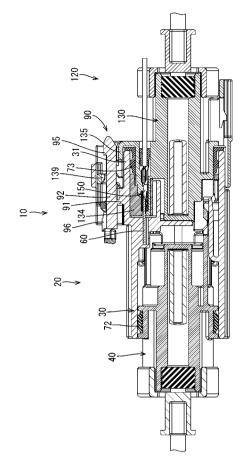


【図12】

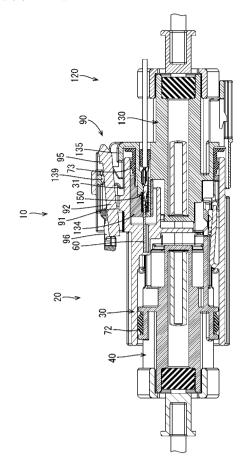




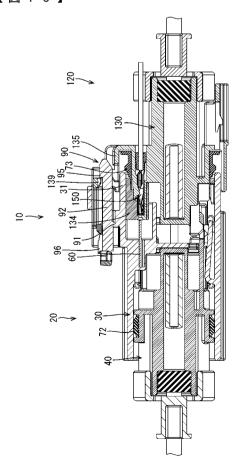
【図14】



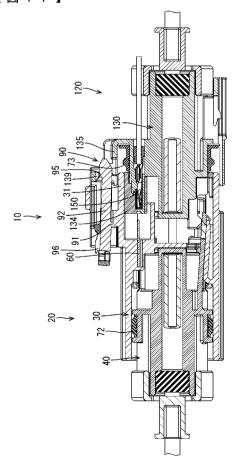
【図15】



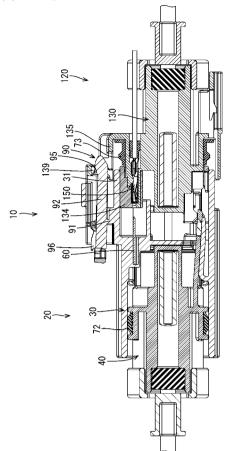
【図16】



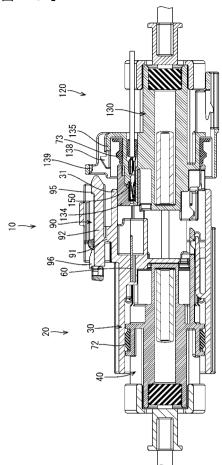
【図17】



【図18】



【図19】



【図20】

